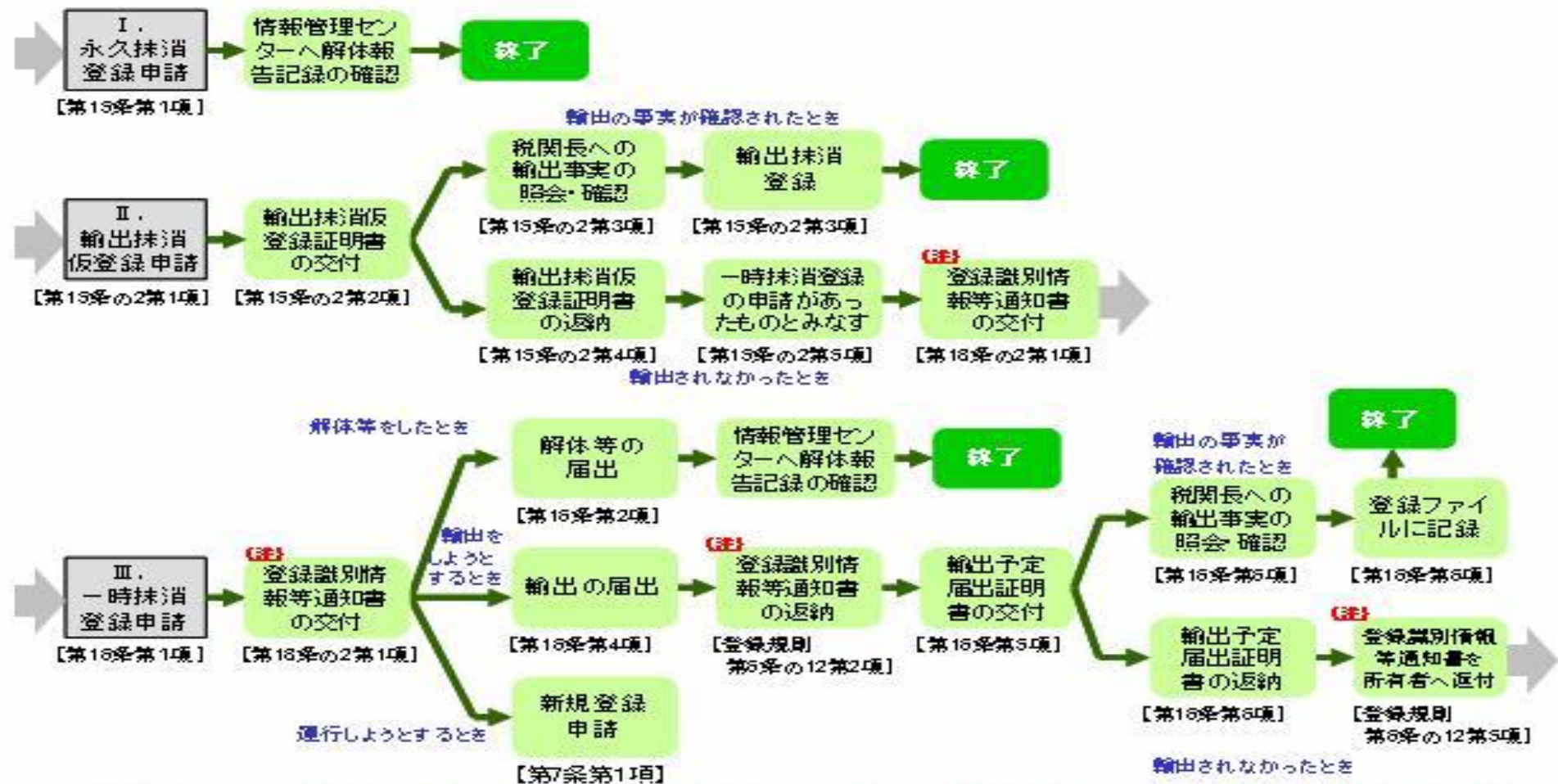


抹消登録制度のながれ

札幌陸運支局 HP より



※(注)の「登録識別情報等通知書」について、平成20年11月3日以前に一時抹消した自動車であって「登録識別情報等通知書」の交付を受けていない自動車は「一時抹消登録証明書」となります。

※ 非常に分かりやすい表だと思います。ただし、一般の人に見せても何が何だかわからないと言われてしまいました。